



2020年5月13日

九州電力送配電株式会社

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う託送料金・電気料金の特別措置を拡大します — 託送料金・電気料金の支払期日等を最大3か月間延長 —

当社は、新型コロナウイルス感染症の影響で料金のお支払いにお困りの方からお申し出があった場合は、料金のお支払い期限を延長する等の対応を行っております。

(2020年3月19日、4月24日お知らせ済み)

このたび、新型インフルエンザ等対策特別措置法にもとづく緊急事態宣言を2020年5月31日まで延長する発令がなされたことを踏まえ、新たに2020年6月分を対象とし、2020年3月分から5月分料金の支払期日を更に1か月間延長する等、特別措置の内容を見直しましたので、お知らせいたします。

なお、本特別措置の実施にあたり、「託送供給等約款以外の供給条件」および「離島供給約款以外の供給条件」を経済産業大臣に申請し、本日、認可（承認）を受けました。

見直し後の特別措置の内容は以下のとおりです。

<当社と託送供給等契約を締結している小売電気事業者さま>

1. 特別措置の対象

新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金のお支払いが困難であると当社が判断する電気の利用者、または、新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、各県社会福祉協議会から緊急小口資金または総合支援資金の貸付を受けている方（受けようとしている方を含みます。）で、一時的に電気料金のお支払いが困難となる電気の利用者を需要者とする供給地点に係る接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金

2. 特別措置の内容

2020年3月分から2020年6月分の料金算定日を以下のとおり延長します。

2020年3月および4月料金計算分：3か月間延長

2020年5月料金計算分：2か月間延長

2020年6月料金計算分：1か月間延長

※ 3月料金計算分は、料金算定日が3月19日以降のものに限ります。

3. 特別措置のお申込み方法

当社のネットワークサービスセンターまでお申込みください。

<当社と電気のご契約をいただいている離島のお客さま>

1. 特別措置の対象

新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金のお支払いが困難であると当社が判断するお客さま、または、新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、各県社会福祉協議会から緊急小口資金または総合支援資金の貸付を受けている方（受けようとしている方を含みます。）で、一時的に料金のお支払いが困難となったお客さま

2. 特別措置の内容

2020年3月分から2020年6月分料金の支払期日を以下のとおり延長します。

2020年3月分および4月分料金：3か月間延長

2020年5月分料金：2か月間延長

2020年6月分料金：1か月間延長

※ 3月分は、検針日が3月19日以降のものに限ります。

3. 特別措置のお申込み方法

最寄りの当社配電事業所まで、お電話にてお申込みください。

事業所名	所在地	電話番号
福岡西配電事業所	福岡県福岡市西区姪浜駅南一丁目9番20号	0120-986-929
対馬配電事業所	長崎県対馬市厳原町東里61番地2	0120-986-201
老岐配電事業所	長崎県老岐市芦辺町諸吉大石触427番地4	0120-986-202
川内配電事業所	鹿児島県薩摩川内市西向田町6番26号	0120-986-966
鹿児島配電事業所	鹿児島県鹿児島市与次郎二丁目6番16号	0120-986-968
熊毛配電事業所	鹿児島県西之表市鴨女町211番地1	0120-986-807
奄美配電事業所	鹿児島県奄美市名瀬長浜町6番1号	0120-986-808

以 上



「快適で、そして環境にやさしい」
そんな毎日を子どもたちの未来につなげていきたい。
それが、私たち九電グループの思いです。